

私は一宮市出身の転勤族でした。定年後一宮市に戻り平成28年度以降名古屋市民オンブズマンタイアップグループ（以下オンブズマンと言う）で、弁護士新海聡先生等の指導を受けています。

平成24年度、町会長を引き受けたのが縁で市政とかかわるようになりました。その年、表面化しました神山連区長の使い込み問題の調査にも加わりました。平成25年2月一宮市に対して最初の住民監査請求を行い、今までに14回の住民監査請求を行いました。結果は6回棄却、8回却下でした。却下理由は殆どすべてが1年以上経過しているとの理由でした。しかし、棄却の住民監査請求の中で再調査の勧告がでて金額は103,860円（1）・264,521円（2）と少額ですが2回一宮市に返還された例もあること、棄却6回中5回に、再調査の遂行、要綱・規則の運用、要綱・規則の遵守、再発防止、決算書類について、説明責任等（3）市長あてに意見が付いたこと、徐々ではありますが改善がみられることは成果だと思っています。

本件の概要

さて今回の問題の発端はある前民生委員・児童委員が、一宮市が作成した領収書に捺印を求められ押印したが、実際に受領した金額が12年間で112,000円不足していた等の情報提供（4-1）が平成30年6月4日オンブズマンにあったのがきっかけです。調査の為裏付け資料も提供を求め入手いたしました。（4-2）この資料は後日、県・市・一宮市民生児童委員協議会会長・一宮市市議会議員にも情報提供者は提供し、説明したとのこと。調査の結果、民生委員・児童委員活動費用弁償費の精算において、実際に支給された金額と異なる領収書で精算を行い、県に本来返還しなければならない実費弁償費（前渡金）を市が返還していない事実が判明したため住民監査請求を起こしました。

民生委員とは

後で関係してきますので民生委員について最初にお話いたします。

民生委員の仕事は、民生委員児童委員信条によれば、下記5点を基本とした立派な仕事で、厚生労働大臣から委嘱された方々がそれぞれの地域で行っています。

1. 隣人愛をもって社会福祉の増進に努めます
2. 地域社会の実状を把握することに努めます
3. 誠意をもってあらゆる生活上の相談に応じ自立の援助に努めます
4. 人々と協力して明朗で健全な地域社会づくりに努めます
5. 常に公正を旨とし人格と識見の向上に努めます

私の父も戦後間もないころから長年民生委員を拝命していました。家が東海道本線に近かったため、鉄道自殺者の処理にも立ち会っていました。近辺住民もよく相談に来られ一緒

に出掛けたりしていました。私はそんな父を誇りに思い尊敬していました。

愛知県民生委員・児童委員推薦基準によれば、推薦の基本方針は「真に民生委員・児童委員の職務の遂行が期待できる適任者を選任するものとする。」と記載されており、適格要件の最初に「社会奉仕の精神に富み、人格識見ともに高く、生活経験が豊富で、円滑な常識を持ち、情理をわきまえ、人情の機敏に通じている者」とあります。

加えて「家庭生活が安定しており、家族の理解と協力が得られ、民生委員・児童委員活動に相当な時間を割くことができ、且つ健康である者」とあり一般的にいう、なりたい人が誰でもなれるボランティアとは全く違うものであると私は認識していますし、県も同じ考えだと思います。給与は支給されず、実費弁償費のみがあります。

民生委員への教育の実状

新人民生委員の教育も行われております。

ところで、平成30年1月17日開催された社会福祉法人 愛知県社会福祉協議会・愛知県福祉人材センター主催の新任民生委員・児童委員の研修において、民生委員法第10条で「民生委員には給与を支給しないものと規定されています。」と、教材に記載されておりますが、実費弁償費については何も記載されておられません。又、愛知県民生委員・児童委員活動等費用弁償交付要綱（以下要綱という）（別紙-1）も渡されていないと思われます。実費弁償費（前渡金）がすべて民生委員・児童委員に渡されなければいけないとの認識が民生委員に欠けていると思います。一方、一宮市生活福祉課は、要綱記載金額は全て民生委員に支払うものと、何度も情報提供者にも、私にも説明しております

研修は、研修資料から判断しますと、基本的話に終始し事例検討等はなかったと思います。従って民生委員・児童委員の活動記録（5）等提出資料で指導すべきと思いますが、指導された様子は全くありません。資料（5）で情報提供者の仕事ぶり、資料の正確性は分かっていただけだと思います。

民生委員の人数

民生委員定数条例で定める愛知県の各市町村の民生委員定数は平成28年12月1日現在5,802名で委嘱数は99.3%です。愛知県ではその他に、名古屋市・豊橋市・岡崎市豊田市が加わり定数は11,905名で委嘱数は98.2%です。内一宮市は516名で委嘱数は100%です

名古屋市4,395名（96.4%）・豊橋市548名（99.5%）・岡崎市563名（98.9%）・豊田市597名（98.2%）

尚、日本全体では定数238,352名に対し229,541名96.3%が28年12月1日現在の委嘱数です。

実費弁償の実態

次に実費弁償費が民生委員に全額支払われていない実態に対して説明いたします。

形の上では金額の授受関係に携わっていない市が、関係者に確認することなく、裏付のない間違った領収書を作成し民生委員全員に、受領印欄に押印させ、全額支払われたことになっております。しかし、実際は申請書添付資料（別紙-4）の表及び追加資料（6）で全額支払われてない連区があることは明らかです。

小信中島・富士（市から入手資料）大志（内部会計資料）及び（会長出状）（別紙-7）大和・葉栗（現会長及び前会長証言）追加資料の、貴船（6-1）・丹陽町（6-2）・木曾川（6-3）奥（6-4）（市からの入手資料）から、合計9連区で全額支払われていないことが確認されております。一方帳簿上全額払われているのは富士・浅井・萩原町・起の4連区のみです。

上記以外の10連区については、民生児童委員協議会に対し情報公開請求する規定がなく、又、私は、関係者でないため各連区から資料を入手できていないため不明です。

返還者について

次に返還者を愛知県知事に対して一宮市と連帯にしたことについて説明いたします。

お金は県から市、市から連区支会に振込みで支払われていることは確認できています。

しかし連区が各会員に全額支払を行っていない先があることです。従って責任は

1. 会員の民生委員に支払いをしていない連区会長
2. 受け取っていないのに受領印欄に押印した民生委員。
3. 交付月日・交付金額を知りえる立場にないのに、間違った領収書を、慣例に従い長年に渡り安易に作成し、「当日領収印の押印をお願いしますので、認印をご持参ください」（13-1）の案内だけで、安易に民生委員に押印をさせていた市担当者。このやり方は、参加者にその場でお金を渡すやり方だと思います。
4. 宛先のない紛らわしい領収書のひな型を作成し、精算についての説明で、氏名・交付年月日及び交付額記載の上、受領印を徴することと記載されていることは、市が氏名・交付年月日及び交付額を記入して、民生委員の受領印を貰うと解釈されます。この通知書を送付した、愛知県尾張福祉相談センター長（11）
（領収書ではなく、領収書の集計表だと思います。）

上記から主原因は県と市にあると判断し県知事と一宮市が連帯して返還すべきと致しました。

上半期・下半期

なお余談かもしれませんが、

要綱第4項で弁償費は4月～9月までを上半期、10月～翌年3月までを下半期とし、上半期、下半期に分割して、交付するものとするが、実際は、平成16年度分からの調査では、民生委員改選年度において、下期が10月・11月分と12月～翌年3月の2回に分割され年3回支払われております。その為に県に提出している県交付金の収支決算書において萩原町連区（8）は28年度、14か月分の弁償費を計上しております。

又要綱第8項で福祉相談センター長は、この弁償費の交付を完了したときは速やかに健康福祉部長に対し、上半期については様式第1号により、下半期については様式第2号により交付結果を報告するものとする。とありますが別紙(8)の資料のみしか提出されておらず、いつ報告されたかは不明とのことです。尚、平成30年7月24日情法公開で入手の資料によりますと平成26年度分についてのみ表紙がついており提出日が記載されておりました。

請求の対象期間

次に期間を5年間とし請求を一宮市役所(一宮市という)に絞った理由を説明いたします。実際の交付日及び交付額を知りえる立場にない一宮市が、支払いの授受関係者の確認無に、間違った領収書(別紙-2)を作成し押印させ、精算で返還すべき実費弁償費を返還していないことは、犯罪行為でないかと思えます。本来ならば5年以上遡り返還請求を求めたいのですが、県・市とも文章の保存期間が5年とのことで、損失金額が確定できず、5年間にとどめましたが、大志連区のように決算書・台帳等があり、会長・会計担当等から説明がきければ過去に遡り、返還金額を確定できますのでこの件については監査委員の先生方に委ねたいと思えます。大志連区の情報提供者の資料から計算しますと、平成16年度下期～24年度下期間の確定できる民生委員への未払い金額は11名合計で887,850円

(10)あります。この数字は社協からの実費弁償費が、先に全額民生委員に支払われているとしての計算のためこれ以上になる可能性があります。

請求の対象

尾張福祉相談センター(以下尾張センターという)管轄の市町村も同様と思えます。海部・知多・西三河・豊田加茂・新城設楽・東三河の各福祉相談センターにおいても同様と思われませんが、証拠資料の収集を行っていないため、確定的な証拠がある、一宮市に限り住民監査請求を行うことにしました。

精算の仕組み

次に精算までの状況を平成28年度上半期の例で説明いたします。

平成28年9月8日、28年度民生委員・児童委員活動等費用弁償費(上半期)の交付についてで、民生委員が「日常活動に必要な交通費、通信費等の実費弁償として活動費を交付することによりさらなる活躍を期待している」として尾張福祉相談センター次長が活動費用弁償費を執行することを許可(7-2)しています。

平成28年9月14日、平成28年度民生委員活動費用弁償費(上半期)の交付について(通知)(11)が愛知県尾張福祉相談センター長から一宮市長(集計表の市町長)に送付され、下記内容が記載されていました。

1項 金額

2項 振込予定日：平成28年9月23日

3項 民生委員への支払を速やかに処理すること

4項 精算は民生委員の氏名、交付年月日及び交付額記載の上受領印を徴すること
(申請書別紙-2の領収書のひな型が添付されていました)

平成28年9月21日連区民生委員協議会長会議で一宮市は9月30日支払うと追加資料
(12)で説明をしたとのことです。

(30年7月17日資料・議事録文書公開請求中)

9月30日、一宮市は各連区にまとめて、振込を行いました。

28年9月に連区民生児童委員協議会会長・一宮市福祉事務所連名で民生児童委員宛に「連区民生児童委員協議会の開催について」(以下会議という)(13-1)の案内を一宮市から発送開催日は大志連区の場合、平成28年10月5日で、場所は大志公民館とのことでした。

その用紙に「民生児童委員協議会事務局(一宮市福祉部生活福祉課)からのお願い」

○当日、県費用弁償費領収書に押印をお願いしますので、認印をご持参ください。

と記載されております。

民生児童委員協議会事務局が作成した別紙-2の民生委員児童委員活動費用弁償費領収書を市担当者が当日会議に持参し、民生委員は案内状の記載に従い押印しています。この時、市は、交付日、交付金額についてほとんど何も説明していないとのことです。勿論日付・金額確認の上押印願いますとの説明はなかったとのことです。

尚、28年12月7日開催(10月~11月支払い分)(13-2)の時は「社会福祉協会よりお願い」になっております。

一括捺印の問題点

問題はここからですが

領収書の宛先は誰なのか、(市の担当者の専任課長は県宛との考えです)

交付日・交付金額は金銭授受の当事者に確認することなく交付日は市が連区宛に振込んだ日・交付額は要綱で決められている金額を市が記入

23連区に振込みで支払う市ですら、入金から、支払いまでに1週間かかっています。

会員数が多い大和連区では45人、しかも現金で支払うのに、市からの交付日一日で全員に支払うことは、物理的には可能だと思いますが、留守宅もあり、考えられません。

領収書は誰が、いつ、誰から、どういうお金を、いくら貰ったかが正確でなければなりません。何時貰ったかは証拠書類でお解かりの通り殆どすべて違うと思われまふ。交付額も間違いが多々あります。従って一宮市が尾張センター長に提出してきました民生委員・児童委員等活動費用弁償費の交付についての報告(14)はすべて間違いがあり無効です。従って活動費用弁償費の返還を行わないことは、詐欺だと思います。

一宮市長は平成28年2月8日「連区の敬老会の決算書で役員が判を押しているから領収書のチェックは要らない」理由として「古来日本人は、実印、認印を問わず、印を押すことが場合によっては重大な結果を招くことを理解してきたと認識しておりお尋ねの書類の

印も決して軽々しく押されたものではないと考えます」との回答を市民ポスト（7）で頂いております。

しかし、民生委員は交付月日・交付額を確認することなく、市が作成した間違っただ領収書に500人を超える民生委員全員が疑問を唱えることなく、慣例に従い受領印欄に押印、したのは何故かの疑問がありますが、市が間違っただ領収書を作成し、民生委員が間違いを承知で受取欄に受領印を押印したのであれば、押印者も共犯者だと思います。市単独か民生委員の協力を得てかは、別にして、市は当然県に対して返還すべき活動費用弁償費の返還をしていないのです。精算は間違いであり全額返還すべきと思います。

又、28年度上半期については驚くべきことが起きております。このことについて説明いたします。

平成28年10月31日「平成28年度民生委員・児童委員等活動費用弁償費上半期（4月～9月分）の交付について（報告）」を愛知県尾張福祉相談センター長宛に一宮市長より出状し、市としての精算が完了。しかし上記出状の添付資料の領収書の中に4枚58名分（別紙-2-1～4）の交付年月日28年3月22日が訂正印無で平成28年9月30日に訂正されたものが混入しておりました。何時、直されたかは不明ですが、平成28年11月25日市行政課小関雅司氏により、訂正に市長印使用の承認がされております。（15-1）58名分の領収書訂正が受取人でない市長印では通用致しません。領収証は無効です。他に交付月日28年10月13日分が3枚45名（15-2）、28年3月22日分が1枚7名（15-3）の交付月日が28年11月30日の訂正も同時に行われています。間違っただ領収書を、再度間違っただ領収書の訂正に市長印が使用されているのです。尚、平成27年度・上半期分今伊勢町連区今井田興吉から石原佳典への訂正は受領印と同じ印鑑で訂正が行われています。（16）

市長印の訂正印

「要綱第4で弁償費は4月から9月までを上半期、10月から翌年3月までを下半期分とし上半期、下半期に分割して交付するものとする」と規定されているのに、交付月日が28年3月22日付が58名分あるのは明らかに間違いです、訂正印がなく28年9月30日に書き換えられていたならば、領収書は無効です。従って精算は間違いです。

前にも触れましたが、要綱で福祉相談センター長はこの弁償費の交付を完了したときは速やかに、健康福祉部長に対し様式第1号により交付結果を報告するものとする、となっておりますが様式第1号の表紙がないため、いつ報告されたかわからないとのことです。

市長印の訂正印については、尾張相談センターが気づき返送し、市から訂正印を捺印されたものが尾張相談センターに返送されたとのことですが記録等は両方とも一切ないとのことです。健康福祉部長への報告は一宮市長の訂正印使用承認日の前に行われたのが常識的考え方と思いますが、証拠書類は存在しないとのことです。

いずれにしても市長の訂正印での領収書の訂正を県が認め、精算報告を認めたことは領収書発行者以外の人の訂正を県は認めたことになりませんが、間違っていると思います。

以上が 28 年度上半期の県支払から精算までの流れです。限られた資料から拾いだし作成したものです。情報提供者からの大志の内部資料以外はすべて県・市から入手したものです。間違った領収書で精算していることが理解して頂けたと思います。

活動費用弁償費精算書の間違いは一宮市だけであってほしいと思いますが、尾張福祉相談センター管轄では同じ領収書が使用されており、他市町村でも民生委員が正しい領収書を発行しているとは言い切れません。県内についても、他の福祉相談センターがどのような領収書で行っているかは健康福祉部地域福祉課で把握していないため解りません。

他所への相談結果

民生委員及びこの実態を長年放置している県・市の責任は重く、信用を大きく失墜させたと思います。この損失は金額的には今回の請求金額の比ではないと思います。

情報提供者は一宮市市議会議員にも相談されたとのことですが、市は議員に対し領収書があると退け、市の問題でなく県の問題として退けてきました。今回の監査請求は全国的に影響があり、穏便に解決を望んでいましたが、情報提供者への真摯な対応が県・市ともなく、上記状況を改善しようとする気持ちが感じられないため、住民監査請求を致しました。

交付金

次に民生委員活動をより理解していただくために時間の範囲内で民生委員協議会活動費交付金（以下交付金という）で説明させていただきます。

民生委員協議会活動費交付金要綱（17）で交付の対象となる経費は民生委員協議会の資料作成・購入費、会議費・研究会費、茶代、会場借上料、講師謝礼、必要とする通信費となっております。（実績報告）で実績報告書の様式は別記様式2の通りとし、翌年度の4月10日までに提出しなければならないとあります。

（17）の資料が県で頂いた様式2です。（18）の資料が市で頂いた様式2です。

県は経費精算書であり、市は収支計算書となっております。

問題は、一宮市様式2では、県が認めていないと思われる、食事代・懇親会費・宿泊費・慶弔費・慰労会費が支出欄の項目に最初から書き込まれていることです。

市は県とは別に一宮市民生児童委員協議会交付金交付要綱があり一宮市民生児童委員協議会に独自に交付金を交付していますが、県と違って実績報告は必要とされておりません。同じ税金を使用した交付金なのになぜ市は実績報告が必要ないのか理解できません
虚偽報告・目に余る金の使い方・決算書の間違い等

各連区民生委員児童委員協議会から市経由で県に提出されている、実績資料の中に驚く内容が一杯含まれております要項の決め方が甘いため規則的には許されるものが多いかもしれませぬ。しかし、民生委員児童委員の信条・愛知県民生委員・児童推薦基準の基本方針から判断すると、許されないことが多々あると思います。

限られた資料の中から拾いだした添付資料（20）について説明させていただきます。

資料2 1-1～9をご覧いただきたいと思います。

最初は虚偽の報告

大志連区の例：(21-1・21-2)

お金の使い方がまずいと認識があるのだとは思いますが酷いです。送別費用も問題です。慰問の名を借りた送別会としか思えません。

神山連区の例：(21-3・21-4・21-5)

21-3からは何もわかりません。

21-5から見ると21-4の新人歓迎会は新年会に歓迎会を組み入れたと思います。

歓送迎会関係費用は驚きです

宮西連区の例：(21-6)

5万円/1人個人負担はありますが、研修の名を借りた観光旅行としか思えません。

旅行参加者は60%です

今伊勢連区の例：(21-7)

4期連続間違っています。

28年度繰越金138,012円が42,027円の赤残になります。論外です

浅井連区の例：(21-8)

92,000円の接待費が気になります。

富士連区の例：(21-9)

旅行欠席者への32,000円/1人の返金が気になります。

ここまでの分をまとめた表が(22)です。まだまだ気になるものが沢山あると思います。

まとめた金額で書かれたものもあり、実態は台帳・領収書等を見ないとわかりません。

大志連区の例：(4-2-NO1)

大志連区民生児童委員協議会は、年1回12月に低所得者慰問でお金を配布していました。平成17年度は3千円/1人9人合計27千円、平成19年度は2千円/1人12人合計24千円、22年度は千円/1人24名合計24千円、23年度以降はあまり喜ばれないから中止にしたとのことです。もし予算の関係でしたら、送別会・新年会のお金を減らして、継続すべきと思います。もし本当に喜ばれないならば、慰問に行かれる民生委員の方の心が相手に通じていないからだと思います。千円もらって喜ばない人は見えないと思います。

情報提供者への心情

厳しい選定基準をクリアして選ばれた多くの民生委員の方々は大変ご苦労な仕事を行っていただいていると県民は思っています。民生委員は反対の行動・意見が言えない環境にあると聞いております、従って不本意に上記状況に加わっている人も多いと思います。今回請求の間違った領収書への押印問題はいい例だと思います。情報提供者と奥様も交え情報提供資料について何度も何度も話をしました。特に押印問題については、押印した理由が証明できなければ、責任は情報提供者にも在るとして、厳しく、押印理由を追求しましたが、最後まで明解な回答は得られませんでした。市からこれだけの金額を支払うとの

約束と思い最初から先輩たちに従い押印してきたとのことでした。

今回の情報提供を、心無い人はお金が欲しいためと言われる方もあるそうですが、一宮市議会議員の助言と紹介で情報提供されたのです。申請書でお解かりの通り、1円足りと情報提供者に支払う請求にはなっておりません。

もし仮に、連区からお金を頂けたら、全額以上を今回の災害を受けられた方々に寄付するとの約束も頂いておりますことも付け加えておきます。

今のこの状態で、民生委員に仕事を任せ税金をつぎ込んで、民生委員に助けを求めている人の役に立つと思われませんか。一宮市は今回の実費弁償費の件を市は通しているだけで帳簿にも載っていない。責任は県と民児協にあると言っていますがその通りだと思われませんか？

民生委員を推薦したのは市です。連区会長を任命したのは市長です。情報提供者は内部で現状を改革しようと努力されたが出来ず。遅くとも平成27年3月19日生活福祉課副主監に、自分の恥もさらけ出し相談しているのをほったらかしにしていたのも市です。市の担当者は、市は関係ないから尾張センターに行くよう指示されたとのことです。だから一宮市市議会議員にも相談し、最後の手段としてオンブズマンに相談されたのです。

私は、別件で現在住民監査請求できる案件を抱えており、県の損失金額を確定するため、県（健康福祉部地域福祉課）に対し民生委員実費弁償の情報公開請求を行い、非公開であったことに対し平成30年3月6日知事に対し非開示取消の審査請求を行い、4月18日（審査庁）愛知県知事より「審査請求補正について」の出状を頂き、4月20日補正書を提出しました。その後担当の健康福祉部福祉課からは「弁明書」作成で他部門と調整中との回答しか頂いておりません。

最後に

最後に、民生児童委員各自が自信と誇りを持ち、長年受け継がれてきました、民生委員児童委員信条に則って、社会福祉の増進に努め、公正で健全な明るく住みよい社会づくりに貢献されることを期待し、それに役立つ調査になることのお願いと、県民の模範となるべき県・市職員が要綱・規則を遵守し提出された書類に対してはチェックを行い、指導すべきところは指導し県民の信頼を取り戻してほしいと思います。一宮市を例に考えますと、県においても、その他部門においても、税金の無駄使いはまだまだあると思うことをお伝えし私の陳述は終わります。ありがとうございました。